

## 春日井市勤労青少年ホームの廃止について

### 1 現状

春日井市勤労青少年ホームは、「勤労青少年福祉法」に基づき勤労青少年の健全な育成及び福祉の増進を図る施設として、平成9年5月1日に春日井市青少年女性センターに増設することにより設置し、開設から24年が経過しました。根拠法である勤労青少年福祉法は、平成27年に「青少年の雇用の促進等に関する法律」に改正されたため、現在は公の施設として設置しています。

### 2 廃止理由

春日井市勤労青少年ホームは、勤労青少年の健全な育成及び福祉の増進を図るため、レクリエーション、クラブ活動その他余暇に行われる活動のための便宜を供与する等福祉に関する事業を総合的に行うことを目的として設置しています。しかし、勤労青少年の人口減少や若者の余暇活動の傾向変化など、社会情勢の変化に伴い利用者が減少したこと及び他の公共施設においても同様の活動が可能であることから、令和4年3月末をもって廃止するものです。

### 3 条例施行日

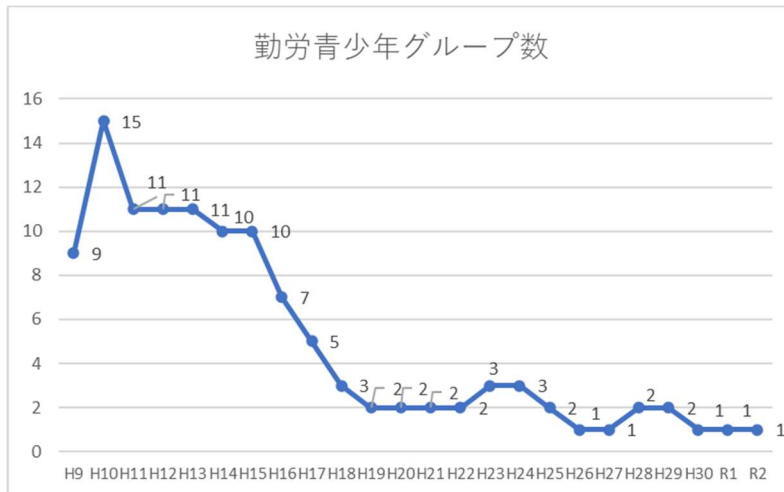
令和4年4月1日に春日井市勤労青少年ホーム条例を廃止する条例を施行します。

<参考>

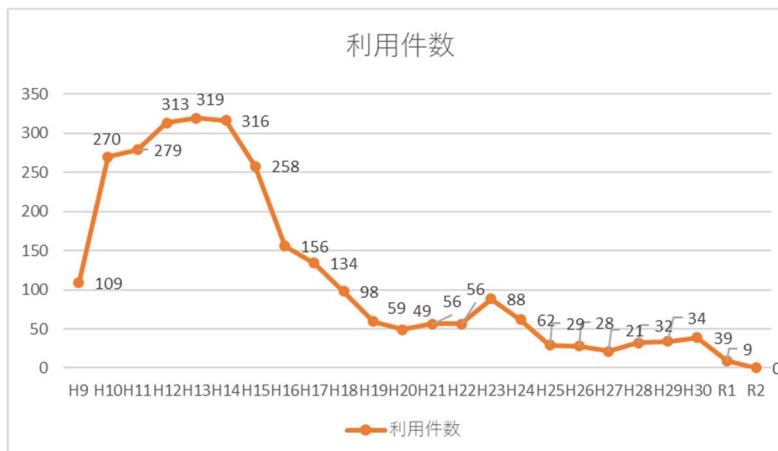
○ 勤労青少年ホーム利用状況の推移

	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
グループ数	9	15	11	11	11	10	10	7	5	3	2	2	2	2	3	3	2	1	1	2	2	1	1	1
利用件数	109	270	279	313	319	316	258	156	134	98	59	49	56	56	88	62	29	28	21	32	34	39	9	0
利用人数	1140	2885	3390	3776	3851	4198	2886	1917	1585	1336	910	651	787	892	1151	655	349	341	271	333	283	303	31	0

(1) 勤労青少年グループ数



(2) 勤労青少年利用件数



(3) 勤労青少年利用人数

